

意匠法 13： 関連意匠制度

学習ポイント

- ① 本制度の必要性（先願主義の例外としての位置づけ、類似意匠制度との関係）
⇒ 趣旨 check
- ② 先願主義との関係における登録の要件及び効果の特徴 ⇒ 基本事項 check

本試験の出題分析

- ・短答式試験： ほぼ毎年出題
- ・論文式試験： H11、H12、H13、H15、H17、H19 等
- ・口述式試験： ほぼ毎年出題

定 義

関連意匠制度とは、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠について、一定条件の下意匠登録し、本意匠との主従関係を設けつつ、関連意匠についての権利行使をも認める制度をいう（意 10 条）。

趣 旨

意匠法は、相抵触する権利及び存続期間の実質的延長を防止すべく、先願主義を採用し（意 9 条）、類似する意匠についての出願が競合したときは、出願人の異同を問わず、最先の出願人にのみ意匠登録を認める。

しかし、意匠の創作過程においては、一つのデザインコンセプトから複数のバリエーションの意匠が創作されるが、これらの意匠は独自の創作的価値を有するため、同等に保護すべきである。ここで、従来は類似意匠制度（旧 10 条）の下でこれらの意匠を保護していたが、侵害訴訟では類似意匠の意匠権に基づく侵害の成否は訴訟の対象とならず、独自の効力が認められていなかったため、その保護が不十分であった。

そこで、意匠法は、創作として同等の価値を有するバリエーションの意匠も、本意匠との主従関係を設けつつ独立した権利行使を可能とする一方、同一出願人が出願した場合に限って先願主義の例外として意匠登録を認める関連意匠制度を採用した（意 10 条）。

基本事項

【関連意匠の意匠登録の要件】

1. 主体的要件

出願人が**本意匠の出願人又は意匠権者と同一である**ことが必要である(意 10 条 1 項)。同じデザインコンセプトから創作された意匠を同一人が出願した場合に限って、これらを同等に保護するのが目的だからである。

なお、本意匠の出願が共同出願の場合は、共有者全員を保護すべく、共同出願人全員で出願することが必要である(意 10 条 1 項)。

2. 客体的要件

(1) **本意匠に類似する意匠である**ことが必要である(意 10 条 1 項)。本意匠に類似する範囲が同じデザインコンセプトによって創作される意匠と把握でき、この範囲内の意匠を、主従関係を設けつつ本意匠と同等に保護する制度だからである。

① **本意匠**とは、自己の意匠登録出願に係る意匠又は登録意匠のうちから選択した一の意匠をいい、出願人が任意に選択することができる。主従関係は便宜的なものであって、審査における類似情報の提供にすぎないからである。

但し、本意匠と関連意匠の出願日が異なる場合には、**関連意匠は本意匠の後願**であることが必要である(意 10 条 1 項)。

② 本意匠に類似する意匠とは、本意匠と同一・類似物品間で形態が近似し、需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にする意匠をいう。

(2) **本意匠の意匠権に専用実施権**(意 27 条)が**設定されていない**ことが必要である(意 10 条 2 項)。本意匠や関連意匠に専用実施権が設定された後に、追加的になされた意 27 条 1 項但書に違反する関連意匠の出願の登録を排除するためである。

(3) **関連意匠にのみ類似する意匠でない**ことが必要である(意 10 条 3 項)。かかる意匠は本意匠と同じデザインコンセプトの下に創作されたものとはいえず、類似の無限連鎖を回避するためである。

なお、関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しない意匠をいう。

(4) 工業性、新規性等の**一般的登録要件**(意 3 条、意 5 条等)を**具備**することが必要である。関連意匠にも**本意匠と独立した権利行使**が認められるからである。

但し、先願主義の例外であるため、本意匠との関係では意 9 条 1 項及び 2 項は適用されない(意 10 条 1 項、4 項)。

3. 時期的要件

関連意匠の意匠登録出願が本意匠の出願が掲載された意匠公報の発行日前に出願されることが必要である(意 10 条 1 項)。同日に限らないのは、後日の改良意匠、即ち、市場に投入した後に需要動向を見ながら追加的に開発されたパリエーション

の意匠の創作をも適切に保護するためである。

なお、本意匠の「意匠公報の発行日前」であることが必要なのは、本意匠と関連意匠の両出願の間に介在する他人の意匠や公知意匠の存在による権利関係の複雑化や、第三者の監視負担の増加を防止するためである。

4. 手続的要件

適式な関連意匠としての意匠登録出願をすることが必要である（意 6 条等）。

具体的には、本意匠を特定すべく、関連意匠の出願の願書に「**本意匠の表示**」の欄を設けて本意匠の出願日、出願番号等を記載する（施規様式 2 備考 7）。

【関連意匠の意匠登録の効果】

上記要件を具備する場合、意 9 条 1 項又は 2 項は適用されず、設定の登録がなされ（意 20 条）、**独自の効力を有する関連意匠の意匠権が発生**する（意 23 条）。関連意匠を本意匠と同等に保護するためである。従って、関連意匠と同一又は類似の意匠を業として実施する第三者に対し、関連意匠の意匠権に基づく侵害訴訟を提起し得る。

1. **本権利の存続期間は、本意匠の意匠権の設定登録の日から 20 年である**（意 21 条 2 項）。本意匠と関連意匠との重複部分について、存続期間の実質的な延長を防止するためである。従って、本意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した場合には、本権利も同時に消滅する。

但し、本意匠の意匠権が無効（意 48 条）、放棄等、存続期間の満了以外の事由で消滅した場合、存続期間自体の延長は生じないため、本権利は独自に存続する。

2. 本権利は、**本意匠の意匠権等との分離移転ができない**（意 22 条 1 項）。権利の重複部分について、独占権の併存を防止するためである。

3. **本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、同一人に同時に設定する場合に限り、設定することができる**（意 27 条 1 項）。専用実施権の独占排他的な効力（意 27 条 2 項）より、両権利の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり関連意匠の制度趣旨に反するからである。

4. なお、関連意匠が複数存在する場合に本意匠の意匠権が存続期間満了以外の事由で消滅したときは関連意匠の意匠権が存続するが、**関連意匠の意匠権相互間の分離移転は禁止され**（意 22 条 2 項）、また、**専用実施権もすべての関連意匠の意匠権について同一人に同時に設定することが必要である**（意 27 条 3 項）。一度設定された権利関係の安定性を図るためである。

☆5. 本意匠又は関連意匠の意匠権について、**いずれかの消滅後は、無効審決の確定による遡及消滅の場合**（意 49 条）を除き、**冒認出願に係る意匠権の移転請求をすることができない**（意 26 条の 2 第 2 項）。真の権利者が登録時に遡及して意匠権者となることによる（意 26 条の 2 第 3 項）、過去分についての重複した意匠権の登録を防止するためである。

以上

補足事項

【関連意匠の意匠登録の要件を満たさない場合の取扱い】

1. 本意匠に非類似の意匠を関連意匠として出願した場合

意 10 条 1 項違反として拒絶理由とはなるが（意 17 条 1 号）、無効理由（意 48 条）とはならない。制度趣旨に反する一方、一般的登録要件を具備すれば第三者には不利益を与えないからである。

2. 本意匠に専用実施権が設定されていた場合

意 10 条 2 項違反として出願拒絶（意 17 条 1 号）、登録無効（意 48 条 1 項 1 号）の各理由となる。専用実施権の設定を制限した意 27 条 1 項但書の趣旨を徹底するためである。

3. 出願に係る意匠が関連意匠にのみ類似する場合

意 10 条 3 項違反として出願拒絶（意 17 条 1 号）、登録無効（意 48 条 1 項 1 号）の各理由となる。権利範囲の無限拡大を防止するためである。

【パリ優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意 10 条 1 項の規定の判断の基準日】

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する（意 10 条 1 項かつこ書）。

（特許庁HP「意匠審査基準」73.1.1.3.2より）